## 第十三号様式(第二条第十三号)

社会福祉連携推進認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

主たる事務所の所在地 名 称 代表者の氏名

社会福祉連携推進認定を受けたいので、社会福祉法第126条第1項の規定により、 関係書類を添えて次のとおり申請します。

設立	代表者	氏	名							
ふ 法	<sup>り</sup> 人 の	が 名	な 称							
法	人	番	号							
社 会 <sup>2</sup> 設	福祉連携 立 の	考 推 進 趣								
主たる	る事務所	所	在 地							
	る事務所 合のみ記載	所	在地							
					社:	会福祉連	携推進	業務		
	する業 するものに		内 容 けこと	地域福 祉支援 業 務	災害時 支 援 業 務	経営支援業務	貸が業務		物 資 等 供 給 業 務	その他業務
	純資產	<b>E</b>			内			訳		
資 産	-	_		祉連携推 事業財産	その何	也の財産		財産計	f	負債
		円		円		円		円		円
会		入会釒	È	2	会費(月	額・年額	i)		その他	
会費等				円			円			円

	代表理事、	役員	の資格	(該当に	= )	祝佚寺の   🏰 伝 地名		た人の理事長への	
	理事、監事の別	社会福祉	福 祉 サ ー ビ ス	財務管理	その他	氏名	特殊関係 者の有無	<u> </u>	
		識見	実 情	識見				有無	法人名
役員									
員									
職員数									Д
	構成員の資格等(該当に)						に )		
評議会の構成員			氏名			福祉サービス を受ける立場 に あ る 者	社会福祉に関する団体	学識経験有する	
云の歴									
件 成 昌									
只									
		2+	1 47 24	7		;+ I +6	の番別	<b>1</b> 1	ドキャロク
		达	人名称	1		法人格	(マノ作里力)	1	代表者氏名
社員									
員									

- 1 定款
- 2 社会福祉連携推進方針(別紙1)
- 3 登記事項証明書
- 4 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- 5 社会福祉法第127条各号に掲げる基準に適合することを証明する書類(別紙2)
- 6 社会福祉法第128条各号のいずれにも該当しないことを証明する書類(別紙3)
- 7 社会福祉連携推進評議会の構成員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- 8 社員の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類
- 9 役員・社会福祉連携推進評議会の構成員の履歴書及びその就任に係る承諾書類
- 10 認定申請段階において当該社会福祉連携推進法人に帰属すべき財産の財産目録
- 1 1 認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書
- 12 社会福祉連携推進業務のうち貸付業務を行う場合は、次に掲げる書類
  - ア 貸付事前合意書 (別紙6)
  - イ 貸付対象社員における貸付金の使途に関する事業計画
  - ウ 貸付原資提供社員と社会福祉連携推進法人との間の金銭消費貸借契約書案
  - エ 社会福祉連携推進法人と貸付対象社員との間の金銭消費貸借契約書案
  - オ 社会福祉連携推進法人において、当該貸付けを行うことにつき意思決定を行つた 際の理事会及び社員総会の議事録
  - カ 貸付原資提供社員において、当該貸付けを行うことにつき意思決定を行つた際の 理事会及び評議員会の議事録
  - キ 貸付対象社員において、当該貸付けを受けることにつき意思決定を行つた際の理事会及び評議員会の議事録
- 13 その他知事が必要と認める書類

## 社会福祉連携推進方針

	祉連携推進認定 人の名称	
理念・	運営方針	
社員の	氏名又は名称	
	祉連携推進業務 する区域	
	地 域 福 祉 支 援 業 務	
社会福	災害時支援業務	
祉連携#	経営支援業務	
社会福祉連携推進業務の内容	貸付業務	
の内容	人材確保等業務	
	物資等供給業務	
その	)他業務の内容	
以 <sup>-</sup>	下は貸付業務を行	う場合のみ記載すること。
貸付件	名	
貸付契約締結日		
貸付対	象社員の名称	
貸 付 対 貸付総	寸象 社 員 へ の 額	
	象社員における 項に係る承認の	

### 社会福祉法第127条各号に掲げる基準に適合することを証明する書類

## 1 社会福祉連携推進業務を主たる目的としていること(第1号)

		事業費率	%
	[ (	+ )/( + + + + + )]	70
		社会福祉連携推進業務に係る	В
		サービス活動費用計	П
		社会福祉連携推進業務に係る	Ħ
		サービス活動外費用計	[]
社会福祉連携推進業務に		その他業務に係る	н
係る事業費率の見込み		サービス活動費用計	13
		その他業務に係る	н
		サービス活動外費用計	13
		法人本部に係る	円
		サービス活動費用計	13
		法人本部に係る	円
		サービス活動外費用計	11

## 2 社員の構成が適当であること(第2号)

社員の名称	法人格			参画できる者 闌に を付する	こと。	1 社員当 たりの議
社員の石物	の種別	社会福祉法人	社会福祉事業経営法人	その他福祉 サービス事業 経営法人	社会福祉事 業従事者養成 機関経営法人	決権の数

注 事業計画書や予算書等において事業費率が50%超であること。

合計数		

#### 注

- 1 社員は、からまでのいずれかに該当するものであること。
- 2 社員は、2以上の法人であること。
- 3 社員の過半数は、社会福祉法人であること。
- 4 議決権総数の過半数は、社会福祉法人であること。
- 5 1の社員に対し、議決権総数の半数を超える議決権を配分しないこと。
- 3 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎があること(第3号)

社会福祉連携推進業務を	
適切かつ確実に行うに足り	
る知識及び能力	
財産的基礎	

- 注 及び について、法人において措置している内容を記載すること。
- 4 社員の資格の得喪につき、不当な条件がないこと(第4号)

社員の資格の取得ルール	
社員の資格の喪失ルール	

#### 注

- 1 定款等に定める社員の資格の得喪に関するルールを記載すること。
- 2 社会福祉連携推進法人の目的に照らし、不当に差別的なルールとなつていないこと。

## 5 定款に必要事項が記載されていること(第5号)

定款記載事項	記載	の種	無
社員の議決権に関する事項	有	•	無
役員に関する事項	有	•	無
代表理事を1人置く旨	有	•	無
理事会を置く旨及び理事会に関する事項	有	•	無
事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事 1百	有		無
社会福祉連携推進評議会を置く旨及び構成員の選任・解任の方	<del></del>		<b>4</b> 777
法	有	•	無
貸付対象社員が予算の決定又は変更等を決定するに当たつて、			
あらかじめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこと	有	•	無
とする旨			
資産に関する事項	有	•	無
会計に関する事項	有	•	無
解散に関する事項	有	•	無
社会福祉連携推進目的取得財産残額は国等に贈与する旨	有	•	無
清算時に残余財産を国等に帰属させる旨	有	•	無
定款の変更に関する事項	有	•	無

注 から までの事項のほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1 項の規定により、次の事項の記載が必要であること。

- ア目的
- イ 名称
- ウ 主たる事務所の所在地
- エ 設立時社員の氏名又は名称及び住所
- オ 社員の資格の得喪に関する規定
- カ 公告方法
- キ 事業年度

#### 社会福祉法第128条各号のいずれにも該当しないことを証明する書類

区分	事実の有無
理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を取り消さ	
れた場合において、その取消しの原因となつた事実があった	有・無
日以前1年内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事	<b>扫 •</b> 無
であつた者でその取消しの日から5年を経過しないもの	
ロ 社会福祉法その他社会福祉に関する法律で政令で定めるも	
のの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、	有・無
又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない	<b>扫 •</b> 無
者(八に該当する者を除く。)	
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑	有・無
の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者	<b>有 * 無</b>
二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第	
6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなく	有・無
なつた日から5年を経過しない者( において「暴力団員等」	<b>扫 •</b> 無
という。)	
社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年	有・無
を経過しないもの	# F
暴力団員等がその事業活動を支配するもの	有・無

#### 注

の口にいう「その他社会福祉に関する法律」とは、社会福祉法施行令第34条各号に掲げる次の法律をいうものであること。

児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法(第12条の5第15項及び第17項から第19

項までの規定に限る。) 公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資する ための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律

2 の二及び の証明に当たつては、当該社会福祉連携推進法人の理事及び監事による表明・確約書(役員用)(別紙4)及び当該社会福祉連携推進法人の社員による表明・確約書(社員用)(別紙5)を添付すること。

表明・確約書(役員用)

千葉県知事 様

所 属

職名

氏 名

私は、現在及び将来にわたつて、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明 し、これを確約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団 員
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団 員でなくなつた日から5年を経過しない者

年 月 日 氏 名(自著)

表明·確約書(社員用)

千葉県知事 様

法 人 名 代表者名

当法人は、現在及び将来にわたつて、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを表明し、これを確約します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は 同条第6号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する法人

年 月 日 法 人 名 代表者名(自著)

## 貸付事前合意書

貸付件	名	
社員総	会における承認日	
貸付契	 約締結日	
貸付対象社員の名称		
貸付原	資提供社員の名称	
貸付対象社員へ の貸付総額		
貸付条件	貸付原資提供社 員の提供額	
	返済期限	
	返済方法	
	利率	
	担保	
	延滞時の取扱い	
	貸付金回収不能 時の取扱い	
貸付実行予定日		
貸付対 付金の	象社員における貸 使途	
	象社員における重 に係る承認の方法	

## 第十四号様式(第二条第十四号)

社会福祉連携推進法人定款変更認可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

主たる事務所の所在地

名 称

法 人 番 号

代表理事の氏名

定款の変更をしたいので、社会福祉法第139条第1項の規定により、関係書類を添え て次のとおり申請します。

定	*	<b>条</b> 項	TH ch
	変更前の条文	変更後の条文	理由
定款変更の条項及び理由			

- 1 定款に定める手続を経たことを証明する書類
- 2 変更後の定款
- 3 その他当該定款変更に関する参考資料

### 第十五号様式(第二条第十五号)

社会福祉連携推進方針変更認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

主たる事務所の所在地

名 称

法 人 番 号

代表理事の氏名

社会福祉連携推進方針を変更したいので、社会福祉法第140条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

社会祖 携	内容		理由
	変更前の記載	変更後の記載	理由
推方変の容び由進針更内及理			

- 1 変更後の社会福祉連携推進方針
- 2 社会福祉連携推進方針の変更に係る理事会議事録
- 3 社会福祉連携推進方針の変更に係る社員総会議事録
- 4 社会福祉連携推進業務のうち貸付業務を行う場合は、次に掲げる書類
  - ア 貸付事前合意書(別紙)
  - イ 貸付対象社員における貸付金の使途に関する事業計画
  - ウ 貸付原資提供社員と社会福祉連携推進法人との間の金銭消費貸借契約書案
  - エ 社会福祉連携推進法人と貸付対象社員との間の金銭消費貸借契約書案
  - オ 社会福祉連携推進法人において、当該貸付けを行うことにつき意思決定を行つた 際の理事会及び社員総会の議事録
  - カ 貸付原資提供社員において、当該貸付けを行うことにつき意思決定を行つた際の 理事会及び評議員会の議事録
  - キ 貸付対象社員において、当該貸付けを受けることにつき意思決定を行つた際の理事会及び評議員会の議事録
- 5 その他社会福祉連携推進方針の変更に関する参考資料

## 貸付事前合意書

貸付件名		
社員総会における承認日		
貸付契約締結日		
貸付対象社員の名称		
貸付原資提供社員の名称		
貸付条件	貸付対象社員へ の貸付総額	
	貸付原資提供社 員の提供額	
	返済期限	
	返済方法	
	利率	
	担保	
	延滞時の取扱い	
	貸付金回収不能 時の取扱い	
貸付実行予定日		
貸付対象社員における貸 付金の使途		
貸付対象社員における重 要事項に係る承認の方法		

## 第十六号様式(第二条第十六号)

代表理事選定即申請書

年 月 日

千葉県知事 様

主たる事務所の所在地 名 称 法 人 番 号 代表理事の氏名

代表理事の選定に係る認可を受けたいので、社会福祉法第142条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 (代表理事に選定された者・解職された代表理事)の住所及び氏名 住所氏名
- 2 (選定・解職)の理由

- 1 当該代表理事に選定された者の履歴書
- 2 当該代表理事の(選定・解職)に係る理事会の議事録
- 3 その他当該代表理事の選定又は解職に関する参考資料